今後の土砂災害対策のあり方検討会　第３回　議事要旨

日　時：　令和８年１０月１３日（火）

場　所：　中央合同庁舎３号館　２階水管理・国土保全局Ａ会議室

出席委員：　内田座長、秋田委員、朝日委員、奥野委員、加藤委員、戸田委員、松嶋委員、善本委員、若井委員

（欠席：なし）

［主な議論の概要］

【提言（案）全体に関する事項】

・「地域」「地区」「エリア」「区域」等の用語が混在しているため、法律上の区域との関係も含め、定義と使い分けを明確にする必要がある。

・各論点について、議論の前提とした将来予測等を本文にも示しておくことで、将来、その前提が見直された際に、さらなる議論の必要性を判断しやすくなるのではないか。

・過去の類似の検討会等における提言について、実現できた事項と残された課題を整理すると、今回の提言で優先的に取り組む事項が明確になるのではないか。

・提言に盛り込まれた取組をどのように実現するのか、具体的な出口戦略を示す必要がある。

・提言に基づく取組が進まなかった場合は、その原因を分析し、より強い取組を打ち出す必要があることが伝わる記載とすべきである。

【論点１　人口減少等を踏まえた土砂災害対策】

・特にハザードエリアでは、人口減少に加えて高齢化率が急激に上昇し、避難等に係る脆弱性が高まる可能性があるため、人家戸数だけでなく、このような脆弱性も評価する必要がある。

・事業評価の対象を地域産業やなりわいに広げるのであれば、地域コミュニティ、災害伝承等の地域に蓄積されたものや、森林、流域の自然資本も含め、幅広い評価軸を考える必要がある。

・市町村等が地域の将来像を検討するためには、砂防と都市計画の双方を理解し、両分野をつなぐ人材が必要であり、短期的に育成する仕組みを検討すべきである。

・特に都市計画系の民間技術者等を対象に、砂防に関する研修を行い、一定の知識を有する者を認定するなど、都市計画部局等に助言できる人材を育成する仕組みが考えられる。

・基礎自治体として、森林整備、ハザードマップの配布、地区防災計画の作成、防災士の養成、避難訓練、防災教育等を通じ、住民の自助・共助の力を高めることが重要である。

【論点２　気候変動等を踏まえた土砂災害対策】

・これまでの傾向への対応にとどまらず、今後、極端気象がさらに一段、二段と深刻化する可能性を想定した記載とするか検討する必要がある。

・既に直面している問題に対して現在実施できる対策と、さらなる激甚化や非連続的な状況変化に備えて今後技術的検討を深める事項を区分して記載すると、分かりやすいのではないか。

・能登半島地震の事例だけでなく、首都直下地震や南海トラフ地震等も念頭に、地震と土砂災害について広く言及すべきである。

【論点３　砂防関係施設の老朽化対策】

・老朽化対策においても、地域のなりわいや将来像を踏まえ、地域とコミュニケーションを取りながら進める視点を記載すべきである。

・計画段階だけでなく、既設施設の維持管理においても、気候変動の影響を意識する必要がある。

【論点４　対策完了後も管理が困難な箇所における国の関与】

・事業完了後も管理を継続する場合、事業評価、再評価、事後評価という従来の公共事業評価の枠組みでは収まらない可能性があり、管理段階も含めた事業評価や計画評価のあり方を検討する必要がある。

・本論点における「管理」は、施設の維持管理ではなく、施設を活用して土砂流出や地すべり等の土砂移動現象を制御することを指すため、両者を明確に書き分ける必要がある。

・国の関与を検討する際は、都道府県による管理の可否だけでなく、土砂移動現象の継続性や変動性、既設施設を活用して現象を制御する必要性も踏まえるべきである。

・施設を新設して土砂移動現象を制御するだけでなく、既存施設を有効に活用して制御する視点も示す必要がある。

・「機械力」は、事業規模や技術的難度と並列する用語として分かりにくいため、施工能力や地域が負担できる施工体制等、意図が伝わる表現に見直す必要がある。

【論点５　担い手の確保と新たな施工体制の構築】

・担い手の確保は論点１から４を実現するための基盤であり、論点名も「担い手の確保」に加えて「新たな施工体制の構築」を位置付けるべきである。

・遠隔施工を災害時だけでなく日常的な施工手段として定着させ、砂防事業が先導して普及を進めることが重要である。

・遠隔施工の導入には、建設機械、通信環境、技術指導等に多額の初期費用を要するため、普及初期における支援策の必要性を記載すべきである。

・各地で遠隔施工を日常的に活用することにより、災害時に離れた地域から速やかに復旧を支援できる広域的な応援体制につながる可能性がある。

・遠隔操作システム等も現代社会を支えるインフラの一つとして捉え、民間だけでは整備が進まないものについて、公的な投資や支援のあり方を考える視点が必要である。

【提言の実装・情報発信】

・事業評価、発注体制、新技術の導入等は新たな仕組みを必要とするため、直ちに全国展開するのではなく、積極的な都道府県等と連携してモデル事例をつくり、国が伴走支援しながら実装を進めることが重要である。

・国、都道府県、市町村、インフラ管理者等の役割分担は、直轄事業完了後の管理だけでなく、情報の収集・共有や他のインフラとの連携を含め、提言全体を貫く事項として整理すべきである。

・情報発信は、土砂災害対策を自分事として捉え、地域の連携を進めるための基盤であるため、個別論点に限らず提言全体に位置付ける必要がある。

・防災対策による安全は当然に得られるものではなく、多大なコストにより確保されていること

について、国民の理解を促す必要がある。
・民間事業者だけでは整備が進みにくいシステム等について、社会インフラの概念を拡張して捉え、資金や支援のあり方を検討するという考え方もあるのではないか。
・砂防施設にボルダリング設備を設けるなど、子供や保護者が日常的に砂防に触れられる取組を広げ、砂防への理解につなげることも考えられる。
・提言を都市住民や報道関係者を含む一般の人にも分かりやすい啓発資料として活用し、砂防への理解を広げる必要がある。
・提言の最終案については、本日の意見を踏まえて事務局と座長で修正し、座長に一任することとされた。

以上